

名張市市民公益活動の促進にかかる基本指針の概要《平成16年11月》

基本指針は

市民による公益活動の発展は、地方分権時代の社会を築くためだけでなく、個性的で、魅力のある生き生きとした地域づくりのために重要な役割を果たす。
基本指針は、市民等との協働により創造力と躍動感に満ちた名張市のまちづくりを進めるための「市民公益活動の促進」にあたって、基本的な姿勢や施策の方向性をまとめるもの。

市民公益活動（団体）の考え方

市民公益活動

「市民が自発的かつ自主的に行う活動」、「不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動（社会に貢献する活動）」
営利、特定の個人等の私益追求、政治・宗教活動目的、公益を害するおそれのある活動目的は除く
非営利活動を対象（無償の活動のみに限定しない）

市民公益活動団体

市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体
（公益法人含む）

市民公益活動に期待される役割

1 地方分権型社会の促進

自立と公益の意識に根ざした市民による、自分たちのまちは自分たちでつくる取り組み

2 新たな地域社会の創造

地域社会を構成しているさまざまな市民が力を合わせ、人々の幸せと夢を実現させていく、地域づくりの担い手

3 自己実現や活動の機会の創出

生きがいや豊かな人生、個々の人々が培ってきた経験や知識を生かすための実践活動の場

4 役割分担による新たな公共サービスの提供

多様なニーズに対応、市民自身の柔軟な発想で、いち早く地域に合った新しい公共サービスを提供できる可能性
魅力あるまちづくりについて、行政、事業者との役割分担と協働

市民公益活動の課題

1 活動の自立と自己責任

自己責任による組織化やその運営、活動に必要な資金等を自ら確保していくこと

2 活動の継続性

公益活動で創出されるサービスの安定性や信頼性を図ること

3 活動の活性化

- ・活動するための資金や協力者の確保
- ・活動する人材や専門的な知識・技能を持つ人材の確保
- ・活動や作業を行う場所の確保
- ・情報の収集と情報発信の手段の確保
- ・他の団体、機関との調整機能の強化
- ・マネジメント能力の向上

市民公益活動と行政との協働の原則

市民公益活動団体の活動原理は自発性・自立性を基礎

1 対等の原則

協働する中でそれぞれの特性が発揮できる対等の関係

2 相互理解と相互尊重の原則

特性を十分に認識・尊重し、共通理解を深め、目標の共有と施策の展開を通じて相乗効果を生み出す

3 補完性の原則

特性を生かしながらそれぞれに期待される役割を担い合う
市民が創造する公共サービスを優先する配慮

4 公開の原則

活動や運営内容が積極的に公開、共有されるなど、透明性と説明責任をもつ

市民公益活動促進施策の視点

1 環境・基盤づくり

市民の理解と信頼にこたえられる価値を生み出すために、市民公益活動団体が活動しやすい環境の整備

2 参加の機会づくり

市民活動に参加しようとの思いが行動に移せるような情報の収集・発信
市民公益活動への参加の機会を積極的に創出

3 連携と協働づくり

多様な形や方法による協働と連携
地域づくり委員会や地域産業、観光、農林業などさまざまな領域の連携と協働

市民公益活動促進の方策

1 基本的な施策の展開方向

活動場所の提供
情報環境の整備
資源や技術の仲介・支援
人材育成

マネジメント能力の向上支援
交流・連携のネットワーク

2 市民活動支援センターの設置

市民公益活動団体の能力を高め、その自立を促進しながら、質の高い活動の展開を育成・発展
市民が気軽に利用することで、活動に対する市民意識の向上が図れる拠点
公営で出発し、その機能の充実を含めて自主・自立の市民運営の実現

3 活動促進のための協働施策・支援の検討

公平性や公開性などを前提に、既成の枠にとらわれず効果的に実施
市民活動団体の自立性を損なうことのないよう柔軟な取り組み

4 参入機会の提供

専門性、地域性等を活用することができる機会を提供

5 条例の整備

協働を市の施策展開全般にわたって確立するための条例の整備

6 市の推進体制

市職員の意識の向上
全庁的な推進体制の整備
市民への啓発活動・情報提供